

岩手県告示第 608 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 19 年 8 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 7 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人いわてキャリア・コンサルタント研究会
 - (2) 代表者の氏名 関直文
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡葛巻町江刈第 5 地割 155 番地 7
- 3 定款に記載された目的 この法人は、岩手県民に対して、キャリア形成・教育支援事業を行うとともに、会員相互の情報交換および県内におけるキャリア・コンサルタントの資質向上、普及啓発などを図る事業を行い、雇用の安定と豊かな地域社会形成に寄与することを目的とする。